

保護者の皆様

東京都北区保育課入園相談係

令和7年4月以降の育児休業給付金延長における可否判断基準の厳格化に伴う
「育児休業の延長希望に関する申出書」の様式・運用変更について

平素より当区の保育行政にご理解・ご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

北区では、保育所利用調整において、真に入園を希望する方を優先的に取り扱うため、育児休業の延長にあたり「保育利用保留通知書」が必要な方には、「育児休業の延長希望に関する申出書」をご提出いただくことで、世帯の保育指数を「0」に下げた利用調整を行ってまいりました。

一方、令和6年3月末の厚生労働省の省令改正により、令和7年4月以降、育児休業給付金延長の可否の判断基準が厳格化されることとなり、併せて、入所申請の際に保留となることを希望する旨の意思表示を行っている場合は育児休業給付金の支給期間の延長が認められないことがこども家庭庁から示されたところです。

これらを踏まえ、現行の「育児休業の延長希望に関する申出書」の様式や運用方法について変更の必要性が生じたことから、下記のとおり様式・運用を変更いたします。

このたびの様式・運用変更につきまして、ご理解・ご協力をいただけますようよろしくお願い申し上げます。ご不明な点等につきましては、裏面問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。

記

1. 変更内容について

(1) 変更時期

令和7年4月入所分申請（令和6年8月1日以降受付分）から

(2) 様式

【変更後】「復職に関する申出書」

【変更前】「育児休業の延長希望に関する申出書」

※令和7年2月入所分以前の利用調整において、世帯の保育指数「0」による利用調整をご希望の場合は、変更前の「育児休業の延長希望に関する申出書」も併せてご提出ください。

(3) 対象者

【変更後】希望する保育所等に入所できない場合は育児休業の延長も許容できる方

【変更前】育児休業の延長を希望する方

(4) 運用等

【変更後】世帯の保育指数を「2」とし、利用調整を行う。

※保育指数「2」による利用調整を希望しない場合は、申出書の提出は不要です。

※申出書は保育指数を下げるだけのものであり、入所保留及び育児休業給付金延長を保証するものではありませんので、ご注意ください。

【変更前】世帯の保育指数を「0」とし、利用調整を行う。

(裏面あり)

2. 注意点

- 保育指数「2」による利用調整を希望した場合でも内定する可能性があります。
- 保育指数「2」による利用調整を希望した場合、保育利用保留通知書に記載される保育指数は「2」となります。
- 内定を辞退した場合、保育利用保留通知書は発行されません。
- 締切日までに利用申請がない場合、保育利用保留通知書は発行されません。
- 育児休業の延長に関する各種手続について、北区では一切責任を負いかねますので、必ず事前に管轄のハローワークや就労先にご確認ください。

3. 参考資料等

- 「復職に関する申出書」
※下記コードのページからダウンロードいただけます。
【入園に関する書類のダウンロード】



- 厚生労働省ホームページ「育児休業給付金の支給対象期間延長手続き」
※下記コードからご確認ください。



- 「育児休業・給付の適正な運用・支給及び公平な利用調整の実現等に向けた運用上の工夫等について」の一部改正について
※下記コードからご確認ください。



【問い合わせ】

東京都北区保育課入園相談係
電話：03-3908-9129